

重 要 事 項 説 明 書

医療法人社団長寿会

1. 事業所の概要

事業所名	ヘルパーステーション長寿会		
事業所所在地	広島市安芸区中野東6丁目3番36号		
介護保険事業者番号	3470101415		
居宅サービス種類	訪問介護		
管理者及び連絡先	管理者	大谷 幸恵	
	連絡先	電話	082-554-4784
		FAX	082-892-4000
通常のサービスの提供地域	① 広島市安芸区 ② 安芸郡海田町		

2. 事業所の職員体制

職 種	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者（サービス提供責任者と兼務）	介護福祉士	1		1
サービス提供責任者	介護福祉士	2		2
訪問介護員	介護福祉士	2	6	8
訪問介護員	訪問介護員 1級		1	1
訪問介護員	訪問介護員 2級		3	3
訪問介護員	准看護師		1	1

3. 営業日及び営業時間

月	火	水	木	金	土	日	祝
○	○	○	○	○	○	△	○

8：30～17：30

但し、年末年始 12/30～1/3 はお休みとさせていただきます。

台風・災害などで気象庁より警報発令時には、サービスの提供が困難な場合もあります。
時間や曜日の変更などを電話などにより、ご連絡、ご相談させていただきます。

4. 運営方針

- ① 介護認定を受けた日常生活を営むのに支障のある高齢者、または身体障害者、児童障害者（以下、「高齢者など」という。）のいる家庭に対してホームヘルパーを派遣し、家事の援助や身体の介護などの援助を行うことにより、高齢者などが健全で安らかな生活を営むことができるようお手伝いします。
- ② 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。
- ③ 可能な限り利用者の有する残存能力に応じ、自立した日常生活が営めるよう支援します。
- ④ 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5. サービスの内容

- ① 生活援助：炊事、洗濯、掃除、買い物など（大掃除など日常的にしないことは除きます）
- ② 身体介護：食事介護、トイレ介助、おむつ交換、入浴介助・清拭、体位交換、通院の介助等

6. 利用料金

① 基本料金

介護保険によって定められたやり方によって、1単位=10.70円で一ヶ月ごとに計算し、負担割合証に応じた基本料金の1割・2割・3割の額をご負担いただきます。当事業所と同一建物内住宅での利用は1割引き致します。

1単位 10.70円 1割ご負担の場合 特別事業加算 10%込み

	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	
身体介護	268単位	426単位	624単位	
生活援助	20分以上 45分未満	45分以上		
	197単位	242単位		
身体+生活	身体1生活20分以上	身体2生活1	身体2生活2	
	340単位	497単位	569単位	

1. 介護職員処遇改善加算(I) 加算率 24.5% 令和6年6月～

当事業所は、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の処遇改善等を実施しています。基準に従って、所定の割合に応じた介護報酬を加算致します。

②特別事業所加算 (II) 加算率 10% 当事業所は、厚生労働大臣の定める基準による事業所加算の要件に適合します。基準に従って所定の割合に応じた介護報酬を加算致します。

③加算料金：二人での訪問 基本料金の2倍

・材料費など：サービスの提供に応じて必要な材料費・光熱費などは利用者の負担となります。

尚、買い物にかかる交通費は1kmあたり（四捨五入）30円の利用者の負担となります。

※ 時間は実際にかかった時間ではなく、居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

④ 初回加算 200単位/月

新規に訪問介護計画書を作成する場合、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。

⑤ 緊急時訪問介護加算 100単位/回

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員（ケアマネージャー）と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合。

⑥ 生活機能向上連携加算

自立支援型のサービスの提供を促進し、在宅における生活機能向上を図る観点から訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が共同による訪問介護計画を作成した場合。

生活機能向上連携加算 100単位/月 初回訪問介護が行われた日から三ヶ月間の算定

⑦ ・口腔連携強化加算 50単位

利用者の同意を得て、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び担当職員又は介護支援専門員に評価の結果の情報提供を行った場合は、月に一回限り所定単位数を加算します。

⑧ その他の料金

通常の営業地域以外にお住まいの方に対して訪問介護を提供する場合、事前にご了承頂いた上で下記の交通費を請求いたします。

- ・公共交通機関を利用する場合 合理的な経路に基づく実費
- ・自動車を利用する場合 路程 1km 当たり 30 円を実費として徴収（片道）

⑨ キャンセル料

利用者の都合により急なキャンセルの場合は（サービスを中止する場合）次のキャンセル料をいただきます。

利用者の病状の急変など緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

キャンセルが必要となった場合は至急ご連絡ください。

連絡先 : TEL (082) 554-4784

利用日の前日に連絡があった場合	無料
利用日の前日までに連絡がなかった場合	一律 1000円

7. 請求・支払方法

- ・毎月末日までの料金を翌月 10 日までに請求いたします。請求した日から 20 日以内にお支払い下さい。お支払いを確認したのち領収書を発行いたします。
- ・お支払方法は現金払い又は銀行自動引き落とし、どちらかにさせていただきます。

8. サービスの利用方法

直接電話でお申込み下さい。その後、職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

9. 緊急時の対応

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供を行っているときに、利用者に病状等の急変が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。利用者様又はその家族からの緊急時の要請、相談に速やかに対応する為に 24 時間電話での対応を行っています。依頼を受けた時間、対応希望内容、提供時間などを利用者様の担当ケアマネに連絡、必要に応じて緊急時訪問介護対応を行います。

10. 事故発生時の対応

事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. サービス内容に関する苦情

利用者からの苦情を処理するために講ずる概要は別紙の通りです。

1 2. 当法人の概要

名 称 医療法人社団長寿会

代表者名 理事長 畑野 栄治

所 在 地 広島市安芸区中野 5 丁目 13-30

電 話 0 8 2 - 8 9 3 - 3 6 3 6 FAX 0 8 2 - 8 9 3 - 3 7 3 7

利用者からの苦情を処理するために講ずる処置の概要

事業所・施設名	ヘルパーステーション長寿会
サービス種類	訪問介護

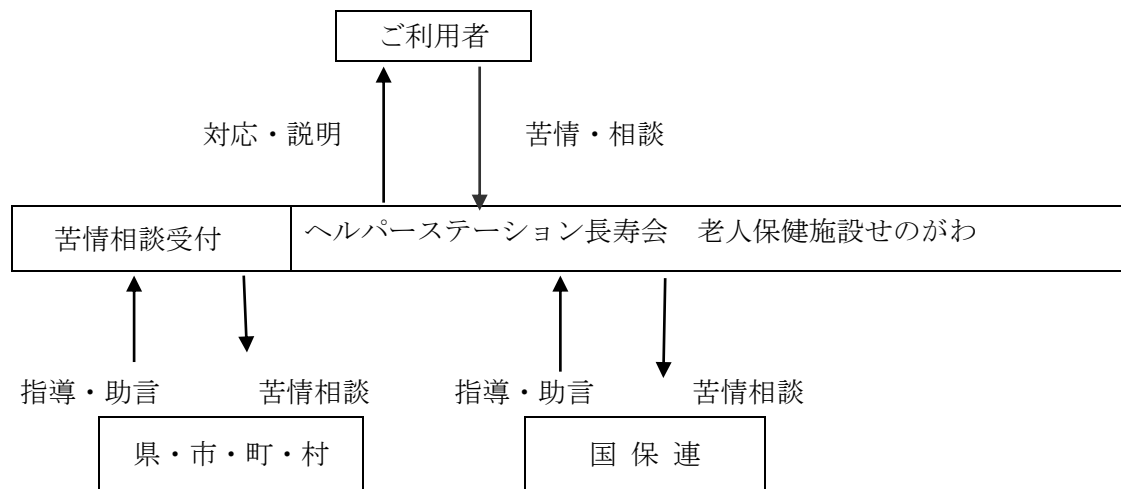
処 置 の 概 要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

苦情相談窓口 ヘルパーステーション長寿会 管理者 電話 (082-554-4784)

苦情解決責任者 老人保健施設せのがわ 事務長 電話 (082-820-2100)

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順



広島県国民健康保険団体連合会 082-554-0783

広島市介護保険課事業者指導係 082-504-2183

安芸区福祉課高齢介護係 082-821-2823

- ① 相談者から直接(面接又は電話による)話を聞き、苦情内容の把握及び事実関係の調査を行い、今後の対応について検討し、相談員等と常時連絡を取りながら取り組みます。
- ② 県市町村又は、国保連合会と連携を取りながら苦情の処理に取り組みます。
- ③ 各担当者へ連絡し、事実確認を行い対策・対応します。
- ④ 苦情報告書に記録し、チェック・フォローの励行に努めます。

13.提供する第三者評価の実施状況について 実施（有）

実施した直近の年月日	令和5年 1月19日
実施した評価機関の名称	介護サービス情報公表センター
評価結果の開示状況	介護サービス情報の公表に係る報告・調査・公表計画を Excel データーで掲載

説明確認欄

契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者

事業者名 ヘルパーステーション長寿会
所在地 広島市安芸区中野東6丁目3番36号

説明者

令和 年 月 日

契約の締結に当たり、重要事項の説明を受けました。サービスの提供を申し込みます。

契約者

代理人(ご家族)

住所

住所

氏名

氏名

(本人との続柄)